



令和3年10月29日
海上保安庁

灯台の民間活用に向けた新たな制度を運用開始 ～船舶交通の安全をより一層確保するために～

第204回国会において、航路標識法を改正し、「航路標識協力団体制度」、「民間団体等による承認工事制度」、「航路標識の復旧のための工事施行命令制度、原因者負担金制度」を創設しました。これらの制度は、海上保安庁が管理する航路標識について、民間団体等が灯台の簡易な補修工事等を実施することを可能とし、また、損傷したブイ等の航路標識の迅速な復旧を図ることを目的とした制度です。

海上保安庁は、本年11月1日から開始するこれらの制度を適切に運用し、船舶交通の安全をより一層確保します。

1. 航路標識協力団体制度

航路標識の維持管理や航路標識に関する知識の普及及び啓発等を自発的に行う民間団体等を「航路標識協力団体」に指定し、海上保安庁と協力して活動を行う団体として法律上位置付けます。これにより、地域の実情に応じた航路標識管理体制の充実を図ります。

これらの団体が航路標識協力団体に指定されると、海上保安庁から活動の実施に必要な情報を入手できるようになります。また、社会的信用度の向上も見込まれ、団体の活動が促進することも期待されます。（別添1参照）

制度の施行開始にあわせ、11月1日から12月24日までの間、航路標識協力団体の募集を行います。

2. 民間団体等による承認工事制度

海上保安庁の航路標識について、海上保安庁長官の承認を受けた、民間団体等による補修等の工事・維持が可能となります。これにより、航路標識の維持管理の改善、船舶交通の安全確保の充実が図られるとともに、航路標識の美観、訪問者の利便性も向上され観光資源として地域観光の活性化も見込まれることも期待されます。（別添2参照）

3. 航路標識の復旧のための工事施行命令制度、原因者負担金制度

海上保安庁の管理するブイ等の航路標識を損傷させた原因者に対して、必要な工事の施行又は、当該工事に要する費用負担を義務付けました。

これにより、船舶との衝突等により損傷した航路標識の復旧までの期間の短縮が見込まれます。（別添2参照）

航路標識協力団体制度

令和3年11月、航路標識法の改正により、「航路標識協力団体制度」が創設されました。海上保安庁では、航路標識の維持管理等の活動を自発的に行う民間団体等を「航路標識協力団体」に指定し、その活動を支援します。



航路標識協力団体制度について

航路標識協力団体とは、航路標識法に基づき、管区海上保安本部長が指定した団体であり、航路標識の維持管理等の活動を自発的に行う民間団体等をいいます。

協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことが認められる法人等に対して行います。これにより、海上保安庁と連携して活動を行う団体に位置付けられます。

なお、協力団体としての活動以外では、協力団体と称して活動を行うことはできません。



航路標識協力団体として活動するメリット

工事等の申請 手続きの簡略化

航路標識に関する工事等の申請手続きが簡略化されます。

活動の実施に関し 必要な情報の入手

海上保安庁から、情報の提供や支援が受けられます。



収益活動が可能

団体の活動に附帯する活動として、収益活動を行うこともできます。

社会的信用度 の向上

国指定の団体として、活動することができます。

募 集

毎年、募集要項を作成し、募集期間等を定めて公募します。

管区海上保安本部のホームページ等に掲載しますので、募集の時期、方法等を確認してください。

なお、航路標識協力団体として指定を受けるには、申請資格や審査基準等に適合していることが必要となります。詳しくは、「航路標識協力団体の指定に関するガイドライン」や「募集要項」をご確認いただくとともに、最寄りの管区海上保安本部や海上保安部等にお問い合わせください。



本制度に関する情報はこちら↓



活動

航路標識協力団体の活動は、次の4つがあります。

活動 1

航路標識に関する工事又は航路標識の維持

例) 灯台の錆落としや塗装、手すりの設置、清掃、草刈り、簡易な点検 など



環境美化活動



草刈



簡易な点検

活動 2

航路標識の管理に関する 情報又は資料の収集及び提供

例) 灯台に関する歴史資料の収集、
保管 など



灯台の歴史に関する情報の収集活動



活動 3

航路標識の管理に関する 調査研究

例) 灯台の歴史調査、構造調査 など



灯台の歴史調査

活動 4

航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発

例) 灯台の一般公開、歴史資料の展示、夜間活動、ワークショップ開催 など



灯台の一般公開



灯台及びその周辺のライトアップ



灯台の歴史等に関する資料館



夜間活動



灯台敷地内でのワークショップの開催

※上記活動1～4の活動に付随する 活動

例) 記念品の販売など



Q & A

Q 誰でも、航路標識協力団体になれるのですか。

A 航路標識協力団体の指定を受けるには、一定の申請資格を有し、過去の活動実績や今後の活動計画が適正であること等の条件を満たす必要があります。
詳しくは、「航路標識協力団体の指定に関するガイドライン」や「募集要項」をご確認いただくとともに、最寄りの管区海上保安本部、海上保安部等にお問い合わせください。



Q 航路標識協力団体は、どの灯台でも指定を受けることができるのですか。

A 航路標識協力団体は、活動される航路標識ごとに指定します。

Q 海上保安庁が航路標識協力団体に対して提供する情報とは、どのようなものですか。

A 具体例としては、航路標識の工事等に必要航路標識の構造や設計の図面などの情報、他の航路標識協力団体の優良活動に関する情報などがあります。

Q 航路標識協力団体の行う収益活動には、どのようなものがあるのですか。

A 航路標識の周知啓発活動等に附帯する活動として、飲物の販売や入場料等を徴収する場合などが想定されます。この場合、徴収する趣旨、徴収した料金を活動の原資にどう充てるか、収益の有無やその規模などを審査します。活動内容が本来の活動目的達成のために実施しているものであり、かつ、当該活動に必要な経費を賄う範囲内で実施する見込みであると判断できる場合は、認めることとしています。

Q これまで草刈や清掃などのボランティア活動を行っていたのですが、指定を受けないと活動できなくなるのですか。

A 草刈や清掃活動等の小規模な作業については、指定を受けなくても、これまでどおり活動することができます。なお、指定を受けた場合には、海上保安庁から情報の提供や助言等の支援を受けることができますので、より一層、円滑に活動を実施できるものと期待されます。

お問合せ

※本制度に関するご質問やお問い合わせは、下記の管区海上保安本部交通部企画課までご連絡ください。
(※第十一管区海上保安本部は「交通企画課」)

管区本部名	電話番号	管区本部名	電話番号
第一管区海上保安本部	0134-27-0118	第七管区海上保安本部	093-321-2931
第二管区海上保安本部	022-363-0111	第八管区海上保安本部	0773-76-4100
第三管区海上保安本部	045-211-1118	第九管区海上保安本部	025-285-0118
第四管区海上保安本部	052-661-1611	第十管区海上保安本部	099-250-9800
第五管区海上保安本部	078-391-6551	第十一管区海上保安本部	098-867-0118
第六管区海上保安本部	082-251-5111		

(作成:令和3年10月)

民間団体等による承認工事制度

制度の概要

●海上保安庁が管理する航路標識について、海上保安庁長官の承認を受けて、民間団体等による軽微な工事や維持が可能となります。

◎具体的に以下の行為に承認が必要です。

- ・灯台の塗装等の補修工事や踊場に安全手摺りの設置
- ・敷地内にある竹木等の伐採、倒木や流入土砂を除去する環境整備

※上記以外にも承認を受けることで可能なものがありますが、行為内容によっては、その行為に条件を付したり、承認しない場合もあります。

※清掃、草刈り等については小規模な維持行為となり、承認は必要ありません。

航路標識復旧のための工事施行命令・原因者負担金制度

制度の概要

●海上保安庁が管理する航路標識が事故等により損傷した場合、海上保安庁長官が原因者に対して損傷した航路標識の復旧又は費用負担を命じることが可能となります。

① 工事施行命令制度

原因者に対して迅速な復旧を求め、復旧の確約が得られない場合には、復旧工事の施行を原因者に命じます。

② 原因者負担金制度

原因者に復旧工事の施行能力がないことや、迅速かつ確実な施行が見込まれない場合には、復旧工事の施行を海上保安庁が実施し、その復旧工事に要した費用の負担を原因者に命じます。

承認工事のイメージ



工事施行命令制度及び原因者負担金制度による復旧のイメージ

